

那 霸 市 公 報

| |
|---|
| <p>第 1 4 9 3 号 毎月 2 回 1, 1 5 日発行 発 行 所 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号 那 霸 市 総 務 部 総 務 課</p> |
|---|

目 次

条 例

那 霸 市 公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 及 び 那 霸 市 職 員 公 務 災 害 見 舞 金 支 給 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (人 事 課) 875

規 則

一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 す る 法 律 及 び 公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 の 認 定 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 法 律 の 整 備 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 規 則 の 整 理 に 関 す る 規 則 (人 事 課) 877

那 霸 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (税 制 課) 883

公 告

平 成 2 0 年 度 、 道 路 位 置 指 定 (変 更 ・ 一 部 廃 止) に つ い て (建 築 指 導 課) 885

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 廃 止 に つ い て 886

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て 886

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 取 消 し に つ い て 887

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

当 選 人 の 住 所 及 び 氏 名 に つ い て 888

条 例

那覇市条例第38号

平成20年11月18日

公 布 済

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

(那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <u>那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)</u> の規定に基づき、 <u>公益法人等への職員の派遣等</u> に関し必要な事項を定めるものとする。 | <u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)</u> の規定に基づき、 <u>公益的法人等への職員の派遣等</u> に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 | |

(那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部改正)

第2条 那覇市職員公務災害見舞金支給条例(平成3年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(3) [略] (4) 他の団体に派遣された職員(<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項の規定による退職派遣者を含む。</u>) (5) [略] | (定義) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) 他の団体に派遣された職員(<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項の規定による退職派遣者を含む。</u>) (5) [略] |
| 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

付 則

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 那覇市職員の懲戒に関する条例(1972年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (条例で定める法人) 第6条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、 <u>那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第10条に規定する特定法人とする。</u> | (条例で定める法人) 第6条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、 <u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第10条に規定する特定法人とする。</u> |
| 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

規 則

那霸市規則第50号

平成20年12月 1 日

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市職員厚生会条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (会員) 第4条 [略] 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる者を会員とみなす。 (1) [略] (2) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者 (3) [略] | (会員) 第4条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u> (平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者 (3) [略] |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 | |

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 第18条の2 [略] 2 条例第9条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1) <u>那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成13年那覇市条例第33号。以下「派遣条例」という。)第10条各号に掲げる特定法人 (2) [略] 3～5 [略] | 第18条の2 [略] 2 [略] (1) <u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成13年那覇市条例第33号。以下「派遣条例」という。)第10条各号に掲げる特定法人 (2) [略] 3～5 [略] |
| 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

(那覇市職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
| | |

(日割計算)

第9条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 職員派遣(那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号。以下「公益法人等派遣条例」という。))第2条第3項に規定する職員派遣をいう。以下同じ。)をされ、又は職員派遣後職務に復帰した場合

(6)～(7) [略]

(期末手当の支給を受ける職員)

第55条 条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 無給の公益法人等派遣職員(公益法人等派遣条例第3条第1項第1号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。))のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(8) [略]

2 条例第26条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1)～(2) [略]

(3) その退職又は失職に引き続き次に掲げる者となった者で市長の定めるもの

ア～イ [略]

ウ 公益法人等派遣条例第12条第1号

(日割計算)

第9条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 職員派遣(那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第2条第3項に規定する職員派遣をいう。以下同じ。)をされ、又は職員派遣後職務に復帰した場合

(6)～(7) [略]

(期末手当の支給を受ける職員)

第55条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 無給の公益的法人等派遣職員(公益的法人等派遣条例第3条第1項第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。))のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(8) [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) [略]

ア～イ [略]

ウ 公益的法人等派遣条例第12条第1

に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

エ～オ [略]

(4) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給基準)

第57条の8 条例第26条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第26条の4第5項において準用する条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 公益法人等派遣職員

(6) [略]

2～5[略]

6 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。

(1)～(5) [略]

(6) 負傷又は疾病(次に掲げるものを除く。)により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、市長の定める期間を除く。

ア [略]

イ 公益法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先団体等(公益法人等派遣条例第2条第1項又は第10条に掲げる団体又は特定法人をいう。以下同じ。)の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

(7)～(9) [略]

7～9 [略]

号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

エ～オ [略]

(4) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給基準)

第57条の8 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 公益的法人等派遣職員

(6) [略]

2～5[略]

6 [略]

(1)～(5) [略]

(6)[略]

ア [略]

イ 公益的法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先団体等(公益的法人等派遣条例第2条第1項又は第10条に掲げる団体又は特定法人をいう。以下同じ。)の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

(7)～(9) [略]

7～9 [略]

| | |
|--|--|
| <p>(支給割合)</p> <p>第62条 条例第29条第4項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 分限条例第4条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害若しくは補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害(外国機関等派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内</p> | <p>(支給割合)</p> <p>第62条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 分限条例第4条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害若しくは補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害(外国機関等派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益的法人等派遣職員若しくは退職派遣者の派遣先団体等の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内</p> |
| <p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> | |

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>別表第8(第39条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考 外国機関等派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者(公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。)に関するこの表の適用については、外国機関等派遣職員の派遣先機関の業務並びに派遣先団体等(公益法人等派遣条例第2条第1項又は第10条に掲げる団体又は特定法人をいう。)において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務と</p> | <p>別表第8(第39条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考 外国機関等派遣職員並びに公益的法人等派遣職員及び退職派遣者(公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。)に関するこの表の適用については、外国機関等派遣職員の派遣先機関の業務並びに派遣先団体等(公益的法人等派遣条例第2条第1項又は第10条に掲げる団体又は特定法人をいう。)において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)</p> |

| | |
|----------------------------------|----------|
| みなす。 | を公務とみなす。 |
| 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

(那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年那覇市条例第33号。以下「派遣条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採用特例)</p> <p>第13条 <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第1項に規定する取決めにより、本市で退職手当を支給する旨を規定している場合において、当該退職派遣者が当該退職派遣の期間中に死亡したときは、地方公務員法第16条各号(第3号を除く。)の一に該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、任命権者は、当該退職派遣者を当該死亡の直前に<u>公益法人等派遣法</u>第10条第1項の規定により職員として採用したものとみなす。</p> | <p><u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年那覇市条例第33号。以下「派遣条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採用特例)</p> <p>第13条 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第1項に規定する取決めにより、本市で退職手当を支給する旨を規定している場合において、当該退職派遣者が当該退職派遣の期間中に死亡したときは、地方公務員法第16条各号(第3号を除く。)の一に該当する場合(同条の条例で定める場合を除き、任命権者は、当該退職派遣者を当該死亡の直前に<u>公益的法人等派遣法</u>第10条第1項の規定により職員として採用したものとみなす。</p> |
| 備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

付 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

那霸市規則第51号

平成20年12月 1 日

那霸市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第51条第1項第4号に規定する市民税の減免又は同項第5号に規定する市民税の減免のうち法人等に係るものは、次に定めるところにより必要と認める者に対して、当該年度分の税額のうち、当該事由が生じた後に納期限の到来する税額について、免除するものとする。</p> <p>(1) <u>法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人又は民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人で収益事業を行わないもの</u> <u>のうち次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 国又は地方公共団体の補助金、交付金又は出資金等を受けているもの</u> <u>イ 法第296条に定める法人とその性格及び事業内容が類似しているもの</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる法人等で収益事業を行わないもの</u></p> <p><u>ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</u></p> <p><u>イ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人(以下「特定非営利活動法人」という。)</u></p> <p><u>ウ 法第294条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもので、次のいずれかに該当するもの</u> <u>(ア) 第1号に該当する法人に準ずるもの</u></p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第51条第1項第4号に規定する市民税の減免又は同項第5号に規定する市民税の減免のうち法人に係るものは、次の各号のいずれかに該当する法人で収益事業を行わないものに対して、均等割を免除する。</p> <p>(1) <u>公益社団法人及び公益財団法人</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(イ) <u>国又は地方公共団体の行政に 寄与することを目的とするもので 次に掲げるもの</u></p> <p>a <u>防犯協会</u></p> <p>b <u>青色申告組合</u></p> <p>c <u>交通安全協会</u></p> <p>d <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>(ウ) <u>組織及び事業活動が小規模な もので次に掲げるもの</u></p> <p>a <u>同窓会</u></p> <p>b <u>婦人会</u></p> <p>c <u>青年団</u></p> <p>d <u>親睦会</u></p> <p>e <u>互助会</u></p> <p>f <u>PTA</u></p> <p>g <u>その他これらに類するもの</u></p> <p>4 [略]</p> | <p>(3) <u>特定非営利活動促進法(平成10年法 律第7号)第2条第2項に規定する法人 (以下「特定非営利活動法人」という。)</u></p> <p>4 [略]</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> | |

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
(法人の市民税の減免に関する経過措置)
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人及び一般財団法人に係る改正前の那覇市税条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第8条第3項第1号の規定(同号ア及びイの規定を除く。)の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「収益事業を行なわないもののうち次のいずれかに該当するもの」とあるのは、「収益事業を行なわないもの」とする。
- 3 改正前の規則第8条第3項第1号に規定する公共法人の平成20年度分までの減免については、なお従前の例による。

公 告

那覇市公告第133号

平成20年11月12日

掲 示 済

平成20年度、道路位置指定（変更・一部廃止）について

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度、道路位置指定（変更・一部廃止）

| 指定年月日 | 位置 指定 番号 | 道路位置指定の地名・地番 | 道路幅員 (m) | 延長 (m) | 内容 |
|-------------|----------------|--------------------------|----------------|-----------|--------------|
| 平成20年5月23日 | 1 | 那覇市繁多川2丁目 459番4 他11筆 | 4.20～ 6.00m | 63.27m | 位置指定 |
| 平成20年5月29日 | 2 | 那覇市首里桃原町2丁目 14番6 | 4.14m | 26.14m | 位置指定 |
| 平成20年5月29日 | 3 | 那覇市首里金城町4丁目 27番地2 | 4.00m | 15.00m | 位置指定 一部廃止 |
| 平成20年6月27日 | 4 | 那覇市首里石嶺町2丁目 232番5 他3筆 | 4.00～ 6.00m | 25.67m | 位置指定 |
| 平成20年7月4日 | 5 | 那覇市首里石嶺町4丁目 191番40 | 6.07m | 32.40m | 位置指定 |
| 平成20年7月28日 | 6 | 那覇市首里石嶺町3丁目 185番地 | 4.00m | 44.60m | 位置指定 |
| 平成20年7月28日 | 7 | 那覇市首里石嶺町4丁目 250番1 他5筆 | 4.00m | 65.60m | 位置指定 |
| 平成20年11月11日 | 8 | 那覇市首里久場川町2丁 目4番7 他3筆 | 4.00～ 4.92m | 21.99m | 位置指定 |

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 8 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

| 登録 番号 | 事 業 者 | 事 業 所 の 所 在 地 | 代 表 者 |
|----------|------------|-------------------------|--------|
| 1 9 1 | 海邦水道工事株式会社 | 沖縄市 大里 2 - 1 5 - 1 2 | 仲宗根 清善 |
| 3 1 8 | 有限会社 大友設備 | 沖縄市 字登川 2 9 8 9 | 大城 勇一郎 |

那覇市上下水道局告示第 2 9 号

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 3 7 2 号

指定工事店名 株式会社 沖 設 備

営業所所在地 那覇市壺川 2 丁目 1 1 番地 1 1

代表者名 海勢頭 秀俊
指定の有効期間 平成17年2月15日
平成21年3月31日
異動年月日 平成20年6月25日
異動事由 代表者の変更

指定(登録)番号 第 134 号
指定工事店名 沖縄パナソニック特機株式会社
営業所所在地 那覇市西2丁目15番1号
代表者名 松田 定友
指定の有効期間 平成19年4月1日
平成24年3月31日
異動年月日 平成20年10月1日
異動事由 商号の変更

那覇市上下水道局告示第30号
平成20年11月17日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 371 号
指定工事店名 有限会社 大友設備
営業所所在地 沖縄市字登川2989番地
代表者名 大城 勇一郎
取消し日 平成20年11月10日
取消し理由 建設業廃業の為

指定(登録)番号 第 242 号
指定工事店名 海邦水道工事株式会社
営業所所在地 沖縄市大里2丁目15番12号
代表者名 仲宗根 清善
取消し日 平成20年11月10日
取消し理由 事務所閉鎖の為

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第64号

平成20年11月17日

掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成20年11月16日執行の那覇市長及び那覇市議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市長選挙

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------|---------|
| 沖縄県那覇市字大道48番地 | 翁 長 雄 志 |

那覇市議会議員補欠選挙

| 住 所 | 氏 名 |
|-------------------|---------|
| 沖縄県那覇市泊3丁目17番地4 | 亀 島 賢二郎 |
| 沖縄県那覇市壺屋1丁目18番16号 | 前 田 千 尋 |
| 沖縄県那覇市識名2丁目13番53号 | 宮 平 のり子 |
| 沖縄県那覇市小禄5丁目15番地12 | 清 水 磨 男 |
| 沖縄県那覇市字小禄26番地 | 仲 松 寛 |